

監査報告書

平成19年6月12日

公立大学法人九州歯科大学
理事長 福田 仁一 殿

公立大学法人九州歯科大学

監事 廣瀬 隆明

印

監事 西川 寿子

印

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第1期事業年度の業務執行について監査した。その結果を、公立大学法人九州歯科大学監事監査規定第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第1、監査の方法の概要

両名で定めた「平成18年度監事監査計画」に基づいて、理事会、経営協議会及び教育研究評議会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。更に、理事等から役員会の議事録に基づいて業務運営の報告を受け、各部門責任者からは主要な学内委員会の議事録及び、平成18年度業務実績報告書に基づいて業務処理の状況を聴取するとともに、業務及び会計の

状況を調査した。

又、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。）、決算報告書につき検討を加えた。

第2、監査の結果

1、〔業務監査〕（公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第4条第1項 第1号）

- (1) 業務の遂行に関し、法令等に従い適正に処理され、法令等に違反する事実は認められない。
- (2) 「平成18年度業務実績報告書」は、当法人の平成18年度の業務運営の実績が正しく記載されていると認める。

2、〔会計監査〕（公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第4条第1項 第2号）

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

第3、監査意見に影響を与えるものではないが是正又は改善を要する事項

- 1、理事長、理事、事務局長等が中心となって、68項目に及ぶ中期目

標を順調に達成しつつあることは認められた。

但し、本年度は本学が法人化された初年度であり、大学内の業務について、新しい制度に向けての過渡的な年度であった。

特に、中期目標を実務的に支えている事務局については、法人化に伴って相当量の業務の増加のあったこと及び、改築・移転業務が重なったこともあって人員不足の状態にあったため、十分な役割を果たせなかつたという面も窺われる。しかしながら、来年度は2年目に入り、改築・移転業務の重要な部分の終了やスタッフ制の導入等により、効率的な業務運営を行なうことのできる見通しがあり、中期目標の一層の推進が十分に見込めるところである。

2、そこで、業務会計監査結果に基づいて、次のような意見を述べておきたい。

(1) 大学院の歯学研究科の充足率が58%と少ないので、今後、充足率を向上させる方策を検討してもらいたい。

(2) 一般入試の辞退率が9.6%と高率であり、経営・教育面からみて問題があると思われるので、その原因の分析と改善方を検討してもらいたい。

(3) 学生への就職支援に関して、現状を分析・把握した上で支援体制の構築の要否について検討してもらいたい。

以上